

特定生産緑地の解除及び変更

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除及び変更したため、同法第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のように公示する。

種別	番号	位置	特定生産緑地の面積	公示日
変更	A第23号	狭山市入間川地内	約0.54ha	令和7年2月3日
変更	A第47号	狭山市祇園地内	約0.40ha	令和7年2月3日
解除	A第47号	狭山市祇園地内	約0.07ha	令和7年2月3日
変更	A第49号	狭山市祇園地内	約0.24ha	令和7年2月3日
解除	B第10号	狭山市北入曽地内	約0.16ha	令和7年2月3日
解除	B第10号	狭山市北入曽地内	約0.13ha	令和7年2月3日
解除	B第11-1号	狭山市北入曽地内	約0.15ha	令和7年2月3日
解除	B第11-1号	狭山市北入曽地内	約0.13ha	令和7年2月3日
解除	B第30号	狭山市南入曽地内	約0.07ha	令和7年2月3日
変更	C第2号	狭山市東三ツ木地内	約0.17ha	令和7年2月3日
解除	F第13-2号	狭山市広瀬二丁目地内	約0.08ha	令和7年2月3日
解除	F第21号	狭山市広瀬一丁目地内	約0.05ha	令和7年2月3日
解除	F第25号	狭山市根岸一丁目地内	約0.06ha	令和7年2月3日
解除	F第45-1号	狭山市広瀬台三丁目地内	約0.17ha	令和7年2月3日
解除	F第45-1号	狭山市広瀬台三丁目地内	約0.03ha	令和7年2月3日
解除	F第49号	狭山市広瀬台三丁目地内	約0.03ha	令和7年2月3日
解除	F第49号	狭山市広瀬台三丁目地内	約0.03ha	令和7年2月3日
解除	F第51号	狭山市広瀬台三丁目地内	約0.02ha	令和7年2月3日
解除	F第51号	狭山市広瀬台三丁目地内	約0.06ha	令和7年2月3日

「区域は解除図表示のとおり」